

「福祉有償運送サービス事業」（移送サービス）

をご利用されるご本人、ご家族の皆様方へ

松原市社会福祉協議会において「福祉有償運送サービス事業（以下：移送サービスという）」を行っております。

対象者・運行時間・利用金額などはつぎのとおりです。

| | |
|------|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳未満で、下肢・体幹障害の1・2級の身体障害者手帳を所持し、車椅子を使用して、一般の交通機関を利用することが困難な人 ○ 65歳未満で、四肢障害の1級の身体障害者手帳を所持し、車椅子を使用しており、一般の交通機関を利用することが困難な人 |
| 利用目的 | <p>「通院」又は「リハビリ」に限ります。 ※利用される時は、介助者の同行が必ず必要です。</p> |
| 運行区域 | 大阪府内限定 |
| 運行時間 | 平日の午前9時から午後5時まで |
| 運休日 | <p>土曜日・日曜日・国民の休日 年末年始（12月29日から1月3日まで）</p> |
| 利用回数 | 1ヶ月につき4回まで |
| 利用料金 | <p>乗車地点から2kmまで300円。3kmまで400円。 5kmまで500円。以降5kmごとに200円追加となります。 ※ただし、高速道路料金及び駐車場料金は利用者負担とします。 ※片道・往復問わず、その日に利用した距離となります。</p> |
| 利用方法 | <p><u>①身体障害者手帳のコピー</u> <u>②「移送サービス利用申請書」及び「誓約書」</u> ①と②を松原市社会福祉協議会へ提出して下さい。</p> <p>社会福祉法人 松原市社会福祉協議会 生活支援係</p> <p>TEL：333-0294 FAX：335-0294</p> |